



# 熊本県公報

第 1 2 3 2 6 号  
平成 26 年 6 月 20 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... ( // ) 2
- 道路の供用開始..... ( // ) 2
- 熊本都市計画下水道事業の事業計画変更認可..... (下水環境課) 2
- 漁獲共済加入区に係る区域・区分の設定..... (団体支援課) 3
- 地方卸売市場の廃止許可..... (流通企画課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定..... (障がい者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( // ) 5
- 介護老人保健施設の開設の許可..... ( // ) 6
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 6
- 道路の供用開始..... ( // ) 7
- 道路の供用開始..... ( // ) 7
- 道路の区域変更..... ( // ) 7
- 定数漁業の許可申請期間..... (水産振興課) 8

**公 告**

- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 8
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画課) 8
- 熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更..... (農業技術課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... ( // ) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... ( // ) 10
- 地方卸売市場における廃止届の受理..... (流通企画課) 10

**登 載 依 頼**

- 熊本県環境影響評価審査会の開催..... (熊本県環境影響評価審査会) 10
- 微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等..... (警察本部科学捜査研究所) 11
- 微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施..... ( // ) 11
- 平成 26 年度第 2 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催..... (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 14

## 告 示

### 熊本県告示第 6 2 0 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 26 年 6 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 6 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間                                       | 前後 | 幅員<br>(メートル)       | 延長<br>(メートル) | 備考      |
|-------|-------|---|----|--------------------|--------------|---------|
| 主要地方道 | 熊本菊鹿線 | 山鹿市菊鹿町下永野字京目<br>391 番地先から<br>同所<br>407 番 1 地先まで | 前  | 9.3<br>～<br>30.6   | 309.6        | 防交<br>安 |
|       |       |   | 後  | 10.8<br>～<br>309.6 |              |         |

|  |  |  |  |      |  |
|--|--|--|--|------|--|
|  |  |  |  | 30.6 |  |
|--|--|--|--|------|--|

2 区域を変更する期日 平成26年6月20日

**熊本県告示第621号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名     | 供用を開始する区間                                       | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|---------|---|--------------|-----|
| 一般県道  | 槻木田代八重線 | 球磨郡多良木町大字槻木字小川内<br>620番14地先から<br>同所<br>582番地先まで | 52.0         | 単橋改 |

2 供用を開始する期日 平成26年6月20日

**熊本県告示第622号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間  | 延長<br>(メートル) | 備考             |
|-------|-------|--|--------------|----------------|
| 一般県道  | 甲佐小川線 | 下益城郡美里町中郡字梨尾<br>2867番49地先から<br>同所<br>2867番29地先まで | 185.1        | 一括道路（<br>法面保護） |

2 区域を変更する期日 平成26年6月20日

**熊本県告示第623号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 菊陽町
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業菊陽公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和58年12月21日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和58年熊本県告示第1118号、昭和61年熊本県告示第180号、昭和62年熊本県告示第742号、平成2年熊本県告示第314号、平成2年熊本県告示第805号、平成6年熊本県告示第783号、平成7年熊本県告示第812号、平成9年熊本県告示第195号、平成10年熊本県告示第7号、平成11年熊本県告示第424号、平成13年熊本県告示第1号、平成15年熊本県告示第1140号、平成16年熊本県告示第1171号、平成17年熊本県告示第1438号、平成22年熊本県告示第647号の事業地のうち、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目大字津久礼字上屋敷、大字原水字北沖野、字南沖野及び字南方上、大字久保田宇川久保及び字役給、大字辛川字下鶴及び字塚原並びに大字曲手宇山ノ上地内において事業地を変更する。

**熊本県告示第624号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号口の規定により区域及び区分を次のように定めた。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域                        | 区 分                                   |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町中の地区 | 総トン数10トン未満の漁船により主としてたこを採捕することを目的とする漁業 |

**熊本県告示第625号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第37条の規定により公示する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場株式会社鏡第一魚市場  
八代市鏡町鏡87
- 2 廃止許可年月日  
平成26年5月20日

**熊本県告示第626号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地                           | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名                 | サービスの種類        | 指定年月日      |
|---------------------------------------|---|----------------|------------|
| ヘルパーステーション悠優かしま<br>上益城郡嘉島町上仲間字皆本151番地 | 社会福祉法人千寿会<br>下益城郡美里町二和田字下原1233番地<br>間部 一彰 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成26年6月12日 |

**熊本県告示第627号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名     | 事業所の名称         | 事業所の所在地              | 指定更新年月日    | サービスの種類 |
|----------------|----------------|----------------------|------------|---------|
| 株式会社 ニチイ学館     | ニチイケアセンター玉名    | 玉名市滑石2621番1          | 平成26年8月1日  | 訪問介護    |
| 有限会社 大山        | ヘルパーステーションひまわり | 玉名市青木992番地           | 平成26年9月11日 | 訪問介護    |
| 株式会社黎明         | 訪問介護ステーション岱明の里 | 玉名市岱明町高道1068番地       | 平成26年7月3日  | 訪問介護    |
| 特定非営利活動法人 長寿会  | ヘルパーステーション弥生   | 玉名市岱明町野口字下河原1146番地12 | 平成26年9月7日  | 訪問介護    |
| 医療法人社団 荒尾クリニック | 介護センターふれあい     | 荒尾市川登1761番地24        | 平成26年9月1日  | 訪問介護    |

|  |                                      |                              |                |      |
|--|--------------------------------------|------------------------------|----------------|------|
| 医療法人社団<br>金森会                                | ヘルパーステーションうと本町                       | 宇土市新小路町<br>2番地               | 平成26年<br>8月25日 | 訪問介護 |
| 医療法人 荒瀬<br>会                                 | ホームヘルパー・ステーション「緑風」                   | 上益城郡甲佐町<br>白旗271番地<br>1      | 平成26年<br>9月2日  | 訪問介護 |
| 第一タクシー株<br>式会社                               | 第一タクシー<br>(株)ケアサービ<br>ス事業部           | 上益城郡山都町<br>浜町252番地<br>2      | 平成26年<br>8月20日 | 訪問介護 |
| 有限会社 シル<br>バーセンター                            | 訪問介護 シル<br>バーセンター                    | 八代市岡町小路<br>696番地の2           | 平成26年<br>7月4日  | 訪問介護 |
| 社会福祉法人天<br>龍会                                | すずらんの里へ<br>ルパーステーシ<br>ョン             | 八代市本野町2<br>568番地1            | 平成26年<br>9月14日 | 訪問介護 |
| 株式会社 み<br>のり                                 | 訪問介護事業所<br>みのり                       | 八代市郡築四番<br>町40番地8            | 平成26年<br>7月21日 | 訪問介護 |
| 一般社団法人<br>天草郡市医師会                            | 一般社団法人天<br>草郡市医師会立<br>天草地域介護セ<br>ンター | 天草市亀場町食<br>場1181番地<br>1      | 平成26年<br>9月11日 | 訪問介護 |
| 有限会社訪問看<br>護ステーション<br>和                      | 和                                    | 玉名市月田21<br>07番地3             | 平成26年<br>8月23日 | 訪問看護 |
| 医療法人愛生会                                      | 訪問看護ステー<br>ションきらり                    | 下益城郡美里町<br>中小路904            | 平成26年<br>8月1日  | 訪問看護 |
| 有限会社 九州<br>ライフサポート                           | 訪問看護ステー<br>ションはっぴー<br>らいふ            | 人吉市下林町2<br>92番地の1            | 平成26年<br>8月10日 | 訪問看護 |
| 特定非営利活動<br>法人 長寿会                            | デイサービスセ<br>ンター弥生                     | 玉名市岱明町野<br>口字下河原11<br>46番地12 | 平成26年<br>9月1日  | 通所介護 |
| 社会福祉法人博<br>愛福祉会                              | デイサービスセ<br>ンターユーユー                   | 荒尾市下井手字<br>外平1199番<br>12     | 平成26年<br>7月31日 | 通所介護 |
| 有限会社 菊池<br>地域居宅サービ<br>ス支援センター                | さくらの杜みさ<br>と                         | 菊池市隈府11<br>95-5              | 平成26年<br>9月1日  | 通所介護 |
| 特定非営利活動<br>法人 ケアサー<br>ビスくまもと<br>サンアンドムー<br>ン | NPO サンアンド<br>ムーン武蔵ヶ丘<br>サロン          | 菊池郡菊陽町武<br>蔵ヶ丘二丁目1<br>3番15号  | 平成26年<br>7月5日  | 通所介護 |
| 医療法人社団<br>金森会                                | デイサービスう<br>と本町                       | 宇土市新小路町<br>2番地               | 平成26年<br>8月25日 | 通所介護 |
| 株式会社 かめ<br>つる健康福祉会                           | 曲野デイサービ<br>スセンター                     | 宇城市松橋町曲<br>野4番地1             | 平成26年<br>9月1日  | 通所介護 |
| 有限会社 かぐ<br>や姫                                | デイサービスセ<br>ンターあんみつ<br>姫              | 宇城市松橋町南<br>豊崎72番地            | 平成26年<br>8月1日  | 通所介護 |
| 株式会社シラサ<br>ギ                                 | デイサービスセ<br>ンターしらさぎ<br>おざや            | 八代市千丁町太<br>牟田1220番<br>地2     | 平成26年<br>10月1日 | 通所介護 |

|                          |                          |                          |                |              |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|--------------|
| 社会福祉法人<br>慈愛会            | デイサービスセ<br>ンター千寿園        | 球磨郡球磨村大<br>字渡乙1750<br>番地 | 平成26年<br>7月14日 | 通所介護         |
| 医療法人社団<br>佐々木内科          | 医療法人社団<br>佐々木内科          | 天草市牛深町2<br>061番地21       | 平成26年<br>9月29日 | 通所介護         |
| 株式会社 サン<br>コーライフサポ<br>ート | 株式会社 サン<br>コーライフサポ<br>ート | 宇土市松原町1<br>20-2          | 平成26年<br>9月1日  | 福祉用具貸与       |
| 株式会社トータ<br>ル・ケア・サー<br>ビス | 介護用品トータ<br>ルケア           | 八代市井揚町2<br>461番地         | 平成26年<br>8月29日 | 福祉用具貸与       |
| 有限会社 桑原<br>モーターズ         | 有限会社 桑原<br>モーターズ         | 八代市日奈久浜<br>町144番地の<br>5  | 平成26年<br>9月7日  | 福祉用具貸与       |
| 株式会社トータ<br>ル・ケア・サー<br>ビス | 介護用品トータ<br>ルケア           | 八代市井揚町2<br>461番地         | 平成26年<br>8月29日 | 特定福祉用具<br>販売 |

**熊本県告示第628号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。  
平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又<br>は氏名          | 事業所の名称                       | 事業所の所在地                  | 指定更新<br>年月日    | サービスの種<br>類 |
|-------------------------|------------------------------|--------------------------|----------------|-------------|
| 株式会社 ニチ<br>イ学館          | ニチイケアセン<br>ター玉名              | 玉名市滑石26<br>21番1          | 平成26年<br>8月1日  | 居宅介護支援      |
| 有限会社訪問看<br>護ステーション<br>和 | 和                            | 玉名市月田21<br>07番地3         | 平成26年<br>8月23日 | 居宅介護支援      |
| 社会福祉法人熊<br>本厚生事業福祉<br>会 | 指定居宅介護支<br>援事業所てんす<br>い倶楽部   | 玉名市天水町部<br>田見1214-<br>15 | 平成26年<br>9月1日  | 居宅介護支援      |
| 社会福祉法人博<br>愛福祉会         | ユューユー居宅介<br>護支援センター          | 荒尾市下井手字<br>外平1199番<br>12 | 平成26年<br>8月23日 | 居宅介護支援      |
| 株式会社かめつ<br>る健康福祉会       | 居宅介護支援セ<br>ンター曲野             | 宇城市松橋町久<br>具99番地         | 平成26年<br>10月1日 | 居宅介護支援      |
| 有限会社 シル<br>バーセンター       | 居宅介護支援事<br>業所 シルバー<br>センター   | 八代市岡町小路<br>696番地の2       | 平成26年<br>7月4日  | 居宅介護支援      |
| あしきた農業協<br>同組合          | あしきた農業協<br>同組合 居宅介<br>護支援事業所 | 葦北郡芦北町大<br>字佐敷424        | 平成26年<br>7月4日  | 居宅介護支援      |
| 社会福祉法人<br>慈愛会           | 居宅介護支援事<br>業所千寿園             | 球磨郡球磨村大<br>字渡乙1750<br>番地 | 平成26年<br>7月14日 | 居宅介護支援      |

**熊本県告示第629号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名            | 事業所の名称            | 事業所の所在地              | 指定更新年月日    | サービスの種類      |
|-----------------------|-------------------|----------------------|------------|--------------|
| 株式会社黎明                | 訪問介護ステーション岱明の里    | 玉名市岱明町高道1068番地       | 平成26年7月3日  | 介護予防訪問介護     |
| 医療法人社団 金森会            | ヘルパーステーションうと本町    | 宇土市新小路町2番地           | 平成26年8月25日 | 介護予防訪問介護     |
| 株式会社 みのり              | 訪問介護事業所みのり        | 八代市郡築四番町40番地8        | 平成26年7月21日 | 介護予防訪問介護     |
| 医療法人愛生会               | 訪問看護ステーションきらり     | 下益城郡美里町中小路904        | 平成26年8月1日  | 介護予防訪問看護     |
| 特定非営利活動法人 長寿会         | デイサービスセンター弥生      | 玉名市岱明町野口字下河原1146番地12 | 平成26年9月1日  | 介護予防通所介護     |
| 有限会社 菊池地域居宅サービス支援センター | さくらの杜みさと          | 菊池市限府1195-5          | 平成26年9月1日  | 介護予防通所介護     |
| 医療法人社団 金森会            | デイサービスうと本町        | 宇土市新小路町2番地           | 平成26年8月25日 | 介護予防通所介護     |
| 株式会社 かめつる健康福祉会        | 曲野デイサービスセンター      | 宇城市松橋町曲野4番地1         | 平成26年9月1日  | 介護予防通所介護     |
| 有限会社 かぐや姫             | デイサービスセンターあんみつ姫   | 宇城市松橋町南豊崎72番地        | 平成26年8月1日  | 介護予防通所介護     |
| 株式会社シラサギ              | デイサービスセンターしらさぎおざや | 八代市千丁町太牟田1220番地2     | 平成26年10月1日 | 介護予防通所介護     |
| 株式会社トータル・ケア・サービス      | 介護用品トータルケア        | 八代市井揚町2461番地         | 平成26年8月29日 | 介護予防福祉用具貸与   |
| 株式会社トータル・ケア・サービス      | 介護用品トータルケア        | 八代市井揚町2461番地         | 平成26年8月29日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

熊本県告示第630号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により公示する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 開設者の名称又は氏名       | 施設の名称              | 施設の所在地           | 許可更新年月日    | サービスの種類  |
|------------------|--------------------|------------------|------------|----------|
| 社会福祉法人 熊本厚生事業福祉会 | 介護老人保健施設 てんすい倶楽部   | 玉名市天水町部田見1214-15 | 平成26年8月31日 | 介護老人保健施設 |
| 医療法人社団 大徳会       | 介護老人保健施設 リハセンターひばり | 阿蘇郡南阿蘇村吉田2044番地2 | 平成26年9月1日  | 介護老人保健施設 |

熊本県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間   | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|-----|
| 主要地方道 | 熊本菊鹿線 | 山鹿市菊鹿町大字宮原字栗木田<br>60番地先から<br>山鹿市菊鹿町大字宮原字出口<br>97番地先まで | 前  | 8.2<br>～<br>15.7  | 170.2        | 防交安 |
|       |       |   | 後  | 11.5<br>～<br>15.7 | 170.2        |     |

2 区域を変更する期日 平成26年6月20日

熊本県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間  | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|-------|--|--------------|-----|
| 一般県道  | 古石天月線 | 葦北郡芦北町大字告字射場迫<br>592番31地先から<br>葦北郡芦北町大字告字角割<br>528番2地先まで | 56.4         | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成26年6月20日

熊本県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名    | 供用を開始する区間                                   | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|--------|---|--------------|-----|
| 一般県道  | 三本松甲佐線 | 下益城郡美里町畝野<br>1129番2地先から<br>同所<br>1282番2地先まで | 77.5         | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成26年6月20日

熊本県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年6月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名  | 区域を変更する区間     | 前後 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|-------|------|---------------|----|--------------|--------------|-----|
| 一般県道  | 西の園中 | 球磨郡水上村大字岩野字西ノ |    | 3.9          |              | 道路拡 |

|  |    |  |   |                  |       |   |
|--|----|--|---|------------------|-------|---|
|  | 里線 | 園<br>3484番3地先から<br>球磨郡湯前町字後原<br>2851番2地先まで | 前 | ～<br>14.0        | 916.2 | 幅 |
|  |    |  | 後 | 5.0<br>～<br>19.2 | 946.0 |   |

2 区域を変更する期日 平成26年6月20日

**熊本県告示第635号**

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項（同規則21条第3項において準用する場合を含む）に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む）の規定により定める。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

| 漁業名称     | 漁業種類      | 操業区域  |
|----------|-----------|-------|
| 流し網漁業    | 中目流し網漁業   | 不知火海  |
| 流し網漁業    | えび流し網漁業   | 不知火海  |
| 流し網漁業    | かに流し網漁業   | 不知火海  |
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海  |
| かご漁業     | いかかご漁業    | 不知火海  |
| つぼ漁業     | たこつぼ漁業    | 不知火海  |
| 流し網漁業    | えび流し網漁業   | 熊本有明海 |
| 流し網漁業    | 小目流し網漁業   | 天草有明海 |
| つぼ漁業     | たこつぼ漁業    | 天草海   |

2 申請期間

平成26年6月20日から平成26年6月26日まで

**公 告**

**熊本県公告第321号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

（2-1工区）

宇土市花園町花園台673番1の一部、同673番22、同673番23、同757番1の一部、同757番79の一部、同757番80、同757番81、同757番82、同760番、同1024番1の一部及び里道

28,454.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市中央区水前寺六丁目44-11

ひのくにレイクサイド開発企業体

**熊本県公告第322号**

宇土市に事務所を置く走潟土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名   | 住 所          |
|-----|-------|--------------|
| 退任  |       |              |
| 理事  | 田代 洋一 | 宇土市走潟町112番地2 |
| 理事  | 小山 節雄 | 宇土市走潟町515番地  |



|    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 理事 | 園村 誠  | 宇土市走潟町1125番地 |
| 理事 | 小山 喜一 | 宇土市走潟町1438番地 |
| 理事 | 芥川 守光 | 宇土市走潟町1605番地 |
| 理事 | 境 一紘  | 宇土市走潟町3115番地 |
| 理事 | 下田 繁  | 宇土市走潟町2543番地 |
| 理事 | 宇都宮 勉 | 宇土市走潟町244番地  |
| 理事 | 齊藤 至  | 宇土市走潟町2659番地 |
| 理事 | 白石 健次 | 宇土市馬之瀬町406番地 |
| 理事 | 福島 勝義 | 宇土市三拾町697番地  |
| 理事 | 平江 益喜 | 宇土市三拾町296番地  |
| 監事 | 重元 公  | 宇土市走潟町2262番地 |
| 監事 | 小山 陸夫 | 宇土市走潟町492番地2 |
| 監事 | 堂上 好宣 | 宇土市馬之瀬町130番地 |
| 就任 |       |              |
| 理事 | 椋梨 弘美 | 宇土市走潟町578番地3 |
| 理事 | 田添 友次 | 宇土市走潟町1214番地 |
| 理事 | 芥川 慧悟 | 宇土市走潟町1298番地 |
| 理事 | 芥川 修治 | 宇土市走潟町1734番地 |
| 理事 | 境 一紘  | 宇土市走潟町3115番地 |
| 理事 | 田代 洋一 | 宇土市走潟町112番地2 |
| 理事 | 田代 和弘 | 宇土市走潟町2370番地 |
| 理事 | 宇都宮 勉 | 宇土市走潟町244番地  |
| 理事 | 齊藤 至  | 宇土市走潟町2659番地 |
| 理事 | 白石 健次 | 宇土市馬之瀬町406番地 |
| 理事 | 福島 孝男 | 宇土市三拾町738番地  |
| 理事 | 平江 益喜 | 宇土市三拾町296番地  |
| 監事 | 堂上 好宣 | 宇土市馬之瀬町130番地 |
| 監事 | 園村 忍  | 宇土市走潟町993番地  |
| 監事 | 田代 啓一 | 宇土市走潟町206番地  |

熊本県公告第323号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第4項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、同条第5項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、熊本県農林水産部生産局農業技術課並びに熊本県県央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課及び各熊本県広域本部地域振興局農林部農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字津久礼字駄飼代2509番1  
 2, 415.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市東区京塚本町48番34号  
 株式会社 環境都市開発

熊本県公告第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字曲手字東原389番5、同390番2、同391番2及び同392番12  
227.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋3751みずきプラザD棟202  
森田 慎一朗

**熊本県公告第326号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2263番1の一部、同2263番2の一部及び同2268番193の一部  
1,553.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宇城市豊野町糸石2513番地  
社会福祉法人 豊生会

**熊本県公告第327号**

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第2項の規定により平成26年4月8日付けで次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第37条の規定により公示する。  
平成26年6月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 卸売業者の名称及び所在地  
株式会社鏡第一魚市場  
八代市鏡町鏡87
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場株式会社鏡第一魚市場  
八代市鏡町鏡87

**登載依頼****熊本県環境影響評価審査会公告第1号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。  
平成26年6月20日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸 見 泰 久

- 1 開催日時  
平成26年6月30日（月）午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県庁行政棟新館8階803会議室
- 3 審議内容  
産業廃棄物安定型最終処分場の拡張に伴う環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）  
電話096-333-2268

**熊本県警察本部告示第6号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加者に必要な資格等について告示する。

平成26年6月20日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項  
微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有すると決定され、業務区分「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成26年6月30日（月）午後5時までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請書の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊研公告第73号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月20日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務（賃貸借）の名称  
微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借
  - (2) 賃貸借に係る入札・契約担当部局  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係
  - (3) 借入物品及び数量  
微量薬物検索システム用装置一式  
なお、借入物品の種別、数量及び品質（仕様）等は、微量薬物検索システム用装置入札・要求仕様書（以下「入札・要求仕様書」という。）のとおりとする。
  - (4) 借入物品の品質等  
入札・要求仕様書のとおり
  - (5) 借入期間  
平成26年11月1日から平成33年10月31日まで
  - (6) 履行（納入）場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所
  - (7) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

- 塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
- ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額  
入札金額は、1ヶ月当たりの借入（保守料込み）の代金とする。見積もりに当たっては、84月賃借料率で計算すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

- (9) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者うち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受け付ける。  
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間  
公告の日から平成26年6月30日（月）午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを受けている者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 入札・要求仕様書の内容を満たしていること。

- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力密接関係者であるとき。  
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることと確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 役員等一覧

ウ 入札・要求仕様書の4(3)に掲げる事前提出書類一式（様式は任意とする。）

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付するイ

及びウの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イ及びウの書類の  
 目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イ及びウの当該書類は提出期間  
 内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出さ  
 れた競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アか  
 らウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参  
 により提出すること。

(3) 提出期間  
 公告の日から平成 26 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出先  
 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知  
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出  
 があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成 26 年 7 月 15 日（火）  
 午後 5 時まで受け付ける。

(2) 入札・要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説  
 明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告  
 の日から平成 26 年 7 月 30 日（水）午後 5 時まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法  
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 26 年  
 7 月 30 日（水）午後 5 時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 26 年 7 月 31 日（木）午後 2 時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入  
 札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送  
 により提出を行うときは、平成 26 年 7 月 30 日（水）（必着）までに 1 (2) に掲  
 げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、  
 封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委  
 託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。  
 再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」  
 を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式によ  
 る入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵  
 送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執  
 行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入  
 札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子  
 入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けた  
 ときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
 なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書  
 を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換  
 え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明  
 した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者  
 が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使  
 用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に  
 執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、  
 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して 14 日を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（84 ヶ月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 5 (3) に掲げる期限  
イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
  - (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務係  
電話番号 096-381-0110（内線 4712）  
ファックス番号 096-381-0110（内線 4719）
  - (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
  - (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455  
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
  - (1) Name and Content of Consignment（調達する役務の名称、数量）  
Trace Chemical Substance Identification System
  - (2) Date and Place for tender:（入札期日）  
Date: 2:00 p.m., July 31, 2014  
Place: Kumamoto Prefectural Police Headquarters Building 2F  
Conference room #201
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract（担当部局名称、連絡先）  
Forensic Science Laboratory  
Kumamoto Prefectural Police Headquarters  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8610, Japan  
Phone: 096-381-0110 EXT. 4712
  - (4) Other（その他）  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 2 号

平成 26 年度第 2 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 26 年 6 月 20 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会

委員長 高木 一 孝

1 開催日時

- 平成26年7月16日(水)  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 8階803会議室
- 3 議題  
平成26年6月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中心区水前寺六丁目18番1号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課)  
(電話096-333-2240)